

議第172号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成25年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

| 関係市町名 | 負担すべき金額 |
|-------|--------------|
| 大津市 | 92,258,622 円 |
| 彦根市 | 169,326,967 |
| 長浜市 | 188,347,256 |
| 近江八幡市 | 45,851,124 |
| 草津市 | 74,818,247 |
| 守山市 | 50,941,040 |
| 栗東市 | 48,664,783 |
| 甲賀市 | 54,320,098 |
| 野洲市 | 45,959,010 |
| 湖南市 | 45,149,873 |
| 高島市 | 8,810,500 |
| 東近江市 | 112,391,252 |
| 米原市 | 52,112,501 |
| 日野町 | 12,730,430 |
| 竜王町 | 15,157,843 |
| 愛荘町 | 40,566,309 |
| 豊郷町 | 11,030,737 |

| 関係市町名 | 負担すべき金額 |
|-------|---------------|
| 甲 良 町 | 12,267,829 円 |
| 多 賀 町 | 12,267,829 |
| 計 | 1,092,972,250 |

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。